

提出済み要望書②
2013年3月21日

文部科学大臣
下村 博文 様

国際婦人年連絡会
橋本 葉子
實生 律子
山口みつ子

高校授業料無償化の拡充をもとめる要望書

国際婦人年連絡会は、1975年に国連が提唱した国際婦人年の目標「平等・開発・平和」実現のために結成され、現在、全国組織の女性団体37団体が結集し、女性の地位向上・男女平等の実現を目指して活動しているNGO団体です。

男女平等参画社会実現のためには、男女ともに安心して学び続けられる環境が保障されることが重要です。そうした観点から、私たちは、日本政府が昨年9月に高校・大学までの漸進的な無償化を定めた国際人権規約A規約13条2項(b)(c)の留保を撤回したことを歓迎します。推進する施策の第一歩として給付制奨学金制度の導入を切望します。

現在実施されている「公立高校授業料不徴収および私立高校等就学支援金制度」により、公立では「授業料の心配がない」との安心感が高校生の学ぶ意欲を高め、私立では学費負担の軽減により、経済的理由による中退や学費滞納の減少、進学者の増加等の教育的効果を上げています。こうしたことは、「第3次男女共同参画基本計画」第3分野において、「子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現」のとりくみとして挙げられている「社会全体で子どもを支える取組」の重要性を立証するものです。

しかし、2013年度政府予算案に「高校授業料無償化」に関わって「平成26年度からの所得制限の在り方を含めた高校生の修学支援方策について総合的に検討を行う」とあり、所得制限の導入を示唆しました。また「各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程をおくもの」として外国人学校に適用している「高校授業料無償化」を北朝鮮の核実験を理由に朝鮮学校にのみ適用除外することを決めました。これについて教育の機会均等を保障する立場から懸念を抱かざるをえません。

今求められることは、「高校授業料無償化」に何らかの制限を設けることではなく、高校・大学における教育の無償化に向けてさらに制度を拡充していくことです。それは国際社会における責務をはたす事にもつながります。

すべての子どもに等しく教育の機会を保障し、男女ともに安心して学び続けられる社会を実現するために、以下を要望いたします。

記

1. すべての高校生の授業料無償化の拡充を行うこと。
1. 高校授業料無償化に所得制限を導入しないこと。
1. 高校授業料無償化措置から朝鮮学校を除外しないこと。
1. 給付制奨学金制度を新設すること

以上